

# 宇美町分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	2-3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	4-5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5-6

## 1 計画策定の意義

宇美町のまちづくりの基本理念は、第6次宇美町総合計画において「ひとが輝き！地域が輝き！！まちが輝く！！元気なまちづくり」を掲げ、廃棄物については、「循環型社会の更なる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上を推進する」としている。

今日の経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の問題を発生させている。

本町が目指すまちづくりをしていくためには、町民、事業者、行政が生産・流通・消費の全ての過程の中で環境に配慮した社会を目指し、廃棄物となるものの発生を回避し、各段階で抑制し、その上で再資源化を促進していく必要がある。廃棄物の中でもとりわけ生活に身近な容器包装廃棄物に関する4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組は重要となってくる。

本計画は、容器包装廃棄物の4Rを町民、事業所、行政の三者協働による取組として促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づいて策定したものである。本計画を推進することによって、今後一層積極的に廃棄物の排出抑制の推進及び分別収集による資源の有効活用に努め、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、循環型社会の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集・排出抑制に係る町民・事業者の理解を深める
- ・ 町民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の少ない社会づくり
- ・ 製品の開発、製造から消費、廃棄等にいたる段階で、廃棄物の発生の抑制、使用済み製品の再利用、原材料として利用するリサイクルシステムの構築

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,071t	2,067t	2,063t	2,058 t	2,054t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために以下の方策を実施する。

なお、実施に当たってはごみ排出量、ごみ処理に要する経費等ごみ処理状況についての情報提供を行い、廃棄物の排出抑制に限らず、地球環境の保全、地域環境の保全といった幅広い観点から町民、事業者がそれぞれの役割を理解し、相互に協力・連携を図るため広報・啓発活動及び各団体とのネットワークづくりを行う。

##### （1）広報・啓発活動

＜広報・啓発活動の方法＞

- ① 広報：広報紙、回覧板、パンフレット等による広報活動
- ② イベント：クリーン作戦を独自に開催する。
- ③ 施設見学：先進都市の廃棄物処理施設等の見学や体験学習
- ④ 都市視察：ごみ減量及びリサイクル並びに環境保護に関して、先進都市を視察する。

＜広報・啓発活動の例＞

##### ① 住民に対して

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの分別排出の徹底  
不要品交換の情報提供  
リサイクル商品や詰め替え商品の計画購入、マイバッグの利用  
厨芥類の水切り、リターナブルびん商品の選択とびんの販売店への返却  
エコ・マーク商品や簡易包装の選択  
生ごみ堆肥化コンポスト容器の利用推進

##### ② 事業者に対して

過剰包装の自粛

リサイクルしやすい商品等のPR及び内需拡大  
自主的な減量化・再資源化システムの構築に向けた支援

(2) ネットワークづくり

①情報、知識、意志が図れるネットワークの構築

②近隣自治体との交流

近隣自治体の清掃、環境担当者との定期的な交流を行い、資源ごみ等の情報交換や広域的な取組等について話し合う。

③県との密接な連絡

県と密接な連絡を取り、情報の提供や指示を受けるとともに資源化ルートの確立や逆流通システムづくりの要請を行っていく。

④ イベント等を通しての交流

不要品交換会、出前講座、地域の一斉清掃などのイベントを通じて、住民と自治体相互の交流を図る。

⑤環境教育の推進

町内の小・中・高等学校へ環境教育の推進を働きかけ、環境授業や奉仕清掃活動の支援を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源ごみ (空き缶)
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源ごみ (空きびん)
主として段ボール製の容器	資源ごみ (段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ (ペットボトル)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ (ペットボトル以外のプラスチック製容器包装)

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール缶	47t		47t		47t		46t		46t	
アルミ缶	49t		49t		49t		49t		49t	
無色ガラス	74t		74t		74t		74t		74t	
	0t	74t	0t	74t	0t	74t	0t	74t	0t	74t
茶色ガラス	64t		64t		64t		64t		63t	
	0t	64t	0t	64t	0t	64t	0t	64t	0t	63t
その他ガラス	95t		95t		94t		94t		94t	
	95t	0t	95t	0t	94t	0t	94t	0t	94t	0t
紙パック	0t		0t		0t		0t		0t	
段ボール	253t		253t		252t		252t		251t	
ペットボトル	99t		98t		98t		98t		98t	
	0t	99t	0t	98t	0t	98t	0t	98t	0t	98t
その他プラ (うちトレイ)	211t		210t		210t		210t		209t	
	211t	0t	210t	0t	210t	0t	210t	0t	209t	0t
	0t		0t		0t		0t		0t	
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

注：下段左の量は指定法人への引渡数量、下段右の量は市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

◎その他、町としての分別収集の取り組みについて

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
雑紙（容器包装含）	622t	620t	619t	618t	617t
新聞	579t	577t	576t	575t	574t
古布	130t	130t	129t	129t	129t
合計	1,331t	1,327t	1,324t	1,322t	1,320t

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去10年間の実績を勘案し、次のとおり設定した。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
37,150人 対前年度比 99.8%	37,076人 対前年度比 99.8%	37,002人 対前年度比 99.8%	36,927人 対前年度比 99.8%	36,854人 対前年度比 99.8%

#### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集する 廃棄物の種類	収集の区分	収集・運搬の方法	選別保管の方法
スチール缶 アルミ缶	空き缶	町による定期回収	リサイクルセンター
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	空きびん	町による定期回収	リサイクルセンター
新聞 雑紙（チラシ・雑誌・ 牛乳パック） 段ボール	古紙類	町による定期回収	リサイクルセンター
ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	リサイクルセンター
古布	古布	町による定期回収	リサイクルセンター
その他プラ	容器包装プラ	町による定期回収	リサイクルセンター

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成21年度から宇美町・志免町衛生施設組合の宇美志免リサイクルセンターにおいて容器包装廃棄物の選別・圧縮・梱包・保管をしている。

#### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ① プラスチック製容器包装の分別収集を徹底指導する。
- ② 事業者が行う容器包装の自主的な回収と再資源化を促進する。

- ③ ごみ処理用指定袋（有料）による排出を徹底指導する。